

## 社会福祉法人光信会役員等報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人光信会（以下当法人という）定款第24条の規程に基づき役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (役員等の報酬)

第2条 理事長の報酬は上限月額 300,000円 とし、賞与及び退職手当は支給しない。通勤手当は、職員賃金規程第13条に準じた額とする。

- 2 理事長は、原則として週平均2回以上出勤する。
- 3 理事長が一か月間、勤務実態の無い場合は、報酬を支給しない。
- 4 役員及び評議員は、原則無報酬とし当該会議に出席した場合、費用弁償として5,000円を支給する。
- 5 監事が監事監査に出席した場合、費用弁償として5,000円を支給する。
- 6 役員及び評議員が職務の為に出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。
- 7 当法人に勤務し、給与所得がある場合は、役員等報酬は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第3条 理事長の報酬の支給方法は、職員賃金規程第22条に準ずる。

- 2 役員及び評議員に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第4条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長が退任、または解任された場合の報酬額については、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の稼働日を基礎として日割りによって計算する。

### (公表)

第5条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年6月16日に改正し、令和5年6月16日定時評議員会終了後より施行する。この規程の施行により平成24年6月1日に施行された「社会福祉法人光信会役員等報酬規程」は廃止する。